

# かめやま KAMEYAMA

# 市議会だより

第14号

平成19年8月1日

発行・三重県亀山市議会

編集・市議会編集委員会

三重県亀山市本丸町577

☎(0595)84-5059

ホームページ

<http://www.city.kameyama.mie.jp/gikai/>



第3回 亀山市消防団消防操法競技大会

## 議会の主な動き

- ※ 四 月 ※
- 10日 東海市議会議長会総会（四日市市）
- 20日 全員協議会
- ※ 五 月 ※
- 9日 鹿児島県指宿市議会視察来庁（市税徴収体制・企業誘致）
- 佐賀県唐津市議会視察来庁（総合計画・指定管理者）
- 10日 千葉県我孫子市議会視察来庁（市税徴収体制・行政改革）
- 17日 新潟県五泉市議会視察来庁（不法投棄監視事業）
- 18日 全員協議会・会派代表者会議
- 22日 兵庫県稲美町議会視察来庁（日曜窓口・行政出前講座）
- 25日 長野県長野市議会視察来庁（企業誘致）
- 28日 議会運営委員会
- 福井県坂井市議会視察来庁（企業誘致・行政改革）
- 31日 三泗鈴亀農業共済事務組合議会臨時会（菰野町）
- 三重県市議会議長会総会（桑名市）
- ※ 六 月 ※
- 4日 定例会開会
- 11日 議案質疑、議会運営委員会
- 12日 一般質問
- 13日 一般質問
- 14日 産業建設委員会
- 15日 教育民生委員会
- 18日 総務委員会
- 19日 全国市議会議長会総会（東京）
- 20日 議会運営委員会、定例会閉会
- 26日 鈴鹿亀山地区広域連合議会臨時会（鈴鹿市）
- 兵庫県篠山市議会視察来庁（子育て支援）
- 28日 千葉県市川市議会視察来庁（関宿町並み）

平成十九年六月定例会は、四日に招集され、二十日までの十七日間の会期で開催しました。開会日には、市政及び教育行政の報告があり、その後、議案十件、報告十二件が上程され、提案理由の説明が行われました。

そして、十一日には議案質疑を、十二日と十三日には市政に関する一般質問を行いました。二十日の最終日には、各常任委員会委員長から付託議案の審査報告を受け、採決の結果、原案のとおり可決、承認等することに決しました。

議案質疑・一般質問

発言通告の要旨

六月定例会に、各議員から通告があった議案質疑、一般質問の内容(要旨)は、次のとおりです。

※掲載は質問順、《 》は所属会派

議案質疑

鈴木達夫《新和会》

●議案第四十二号平成十九年度亀山市一般会計補正予算(第一号)について

- 1 斎場建設事業
- 2 二カ年から三カ年事業に変更した理由を問う
- 3 事業開始の遅延の説明が唐突過ぎないか
- 4 工程表を含め明確な見通しを明らかにすべきでないか

池田依子《緑風会》

●議案第四十二号平成十九年

度亀山市一般会計補正予算(第一号)について

- 1 斎場建設十二億五千四百二十四万円減額の経緯
- 2 減額補正の主な要因は何か

●議案第三十九号亀山市文化

- 1 斎場建設事業二千四百八十三万円減額補正について
- 2 保育所耐震化事業二千四百
- 3 予定価格に問題はないのか
- 4 今後間違いなく入札できるのか

議案第三十七号亀山市職員

算(第一号)について

竹井道男《市民クラブ》

●議案第三十九号亀山市文化

- 1 今後の医療センターのあり方についての方策は
- 2 待遇を充実して医師確保の見直しはあるのか
- 3 当初予算の時に検討されなかったのか
- 4 今後の改正の背景及び時期について

議案第四十二号平成十九年度

度亀山市一般会計補正予算(第一号)について

◇六月定例会議案一覧◇

(議案第〇号→議〇、報告第△号→報△)

○可決した議案

- 議36 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議37 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議38 亀山市都市計画税条例の一部改正について
- 議39 亀山市文化会館条例の一部改正について
- 議40 亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議41 文化会館、中央コミュニティセンターにおいて、市民サービス向上のため、休館日の火曜日を閉館とする改正
- 議42 亀山市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議43 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴う改正
- 議44 平成十九年度亀山市一般会計補正予算(第一号)について
- 議45 木造住宅耐震化事業、勤労文化会館耐震化事業、学校図書館支援事業及び公共施設地震災害復旧事業を増額、保育所耐震化事業及び斎場建設事業を減額し、補正額十二億九千六百二十七万四千円を減額
- 議46 平成十九年度亀山市病院事業会計補正予算(第一号)について
- 議47 人件費二千九百二十五万円を増額
- 議48 財産の取得について
- 議49 亀山パーキングエリア・スマートインターチェンジ改良整備事業用地の取得
- 議50 三泗鈴亀農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

1 第二表 斎場建設事業の継続費補正について

① この事業への推進に当たったの責任者は誰か

② 遅れの理由は何か、工程管理に問題はなかったのか

③ 継続費の補正の判断時期について

④ 供用開始が遅れることに對し担当部はどの様に考えているのか

⑤ 供用開始はいつなのか。時期を明確にすべきではないのか

岡本八秀《新和会》

● 議案第三十九号亀山市文化会館条例の一部改正について及び議案第四十号亀山市中央コミュニティセンター条例の一部改正について

1 利用度についてどのように捉えているのか

2 火曜日開館の要望は以前から寄せられていたのか

3 休館日がかかり減少するが、職員の勤務ローテーションは大丈夫か

4 開館日数が増加するが、少しでも利用を増やしてもらう努力について何う

5 休みの減少に伴うストレスが、利用者とのトラブルに

つながる事はないか

6 上部管理団体も一層のサービス向上のために、気を配り、所期の目的達成のため気を引き締めてほしい

● 議案第三十七号亀山市職員給与条例の一部改正及び議案第四十三号平成十九年度亀山市病院事業会計補正予算(第一号)について

1 地方自治法第二百二十二条において

「地方公共団体の長は、条例その他議会の議決を要すべき案件があらたに予算を伴うこととなるものである時は、必要な予算上の措置が適確に講じられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」

この法に照らすと、いささか無理があるのではないかと新しい医師給与総額は、世間の水準から見ても如何と考

えていますか

3 亀山市周辺の大病院へ救急患者の受け入れを依頼する協定などはできませんか

4 医療センターの医師確保における今後の見通しについて伺いたい

5 救急患者のたらい回しによ

る死亡という事態は避けたい

伊藤彦太郎《市民クラブ》

● 議案第三十七号亀山市職員給与条例の一部改正について

1 改正後の研究手当上限額(百二十五万円)の根拠について

2 改正により、各医師の研究手当の実態はどう変わるのか

3 研究手当の増額によりどのような効果を期待しているのか

● 議案第四十五号三泗鈴農業共済事務組合規約の変更に関する協議について

1 事務所の位置が変更されることになった経緯について

櫻井清蔵《いずれの会(若もなき)》

● 議案第四十二号平成十九年度亀山市一般会計補正予算(第一号)について

1 歳出 第三款民生費 第二項児童福祉費 耐震化事業

二千四百八十三万三千円減額の理由は

第四款衛生費 第一項保健衛生費 病院事業 繰出金

二千九百二十五万円の理由

三泗鈴農業共済事務組合の事務所を移転するため、規約変更について協議

議員提出議案第2号 鉱業法に基づく試掘権設定出願に對して不許可とし、鉱業法の改正を求める意見書の提出

○承認した報告

報10 〆12 専決処分した事件の承認について

○了承した報告

報2 平成十八年度亀山市一般会計継続費繰越計算書について

報3 平成十八年度亀山市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報4 平成十八年度亀山市国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報5 平成十八年度亀山市農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報6 平成十八年度亀山市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について

報7 平成十八年度亀山市水道事業会計継続費繰越計算書について

報8 平成十八年度亀山市水道事業会計予算繰越計算書について

報9 平成十八年度亀山市工業用水道事業会計予算繰越計算書について

報13 以上八件、平成十八年度各予算について繰越等の報告専決処分の報告について

● 議案第三十七号亀山市職員給与条例の一部改正及び議案第四十三号平成十九年度

亀山市病院事業会計補正予算(第一号)について

算(第一号)について

1 宿日直手当及び特殊勤務手当のうち研究手当の支給額の範囲の改定について

服部孝規《いずれの派にも属さない》

●議案第四十二号平成十九年度亀山市一般会計補正予算(第一号)について

1 民生費、保育所費で耐震化事業の減額補正がされているが、その理由は何か

2 衛生費、火葬施設費で斎場建設事業の減額補正がされているが、その理由は何か

●議案第三十七号亀山市職員給与条例の一部改正について

1 医療センター医師に対する研究手当が大幅に引き上げられたがその理由は何か

福沢美由紀《いずれの派にも属さない》

●報告第十号専決処分した事件の承認について

1 亀山市税条例の一部改正について

① 上場株式等の譲渡所得等に對する税率の特例措置とはどういう制度か

一般質問

中村嘉孝《新和会》

●地域医療の充実について  
1 医師不足等による亀山市医

療センターの現状は  
2 昨今の地域医療の諸問題は個別病院において難題と思われる。

行政の政治的決断による解決が必要だと考えるが  
●高齢者福祉について

1 高齢者及び障害者タクシー料金助成事業について  
2 介護施設の現状は(特養、老健療養型等)

●教育行政について  
1 教育基本法改正により「伝統や文化の尊重」や「国を愛する態度」が明記されることにより、学校現場での指導はどう変わるのか、又、評価はどうなるか

2 教育再生会議の二次報告の中で「夏休みや土曜授業を活用して授業時間を一割増やす」とされたことについての見解と対応は

3 同報告の中で道徳の授業を見直し「徳育」を新たな教科とすることなどの提言について

●庁舎前の駐車場整備について  
1 今後、狭隘な庁舎前駐車場の緩和策はどうお考えか

池田依子《緑風会》

●防災対策について

●四月十五日三重中部地震の教訓を得て  
1 情報の収集や提供、伝達体制の迅速化について

2 市民の防災意識の高揚や地域に於ける相互扶助体制の充実について  
3 自治会組織の立ち上げの考え方について

4 災害時要援護者への対応について  
① 安否確認方法  
② 避難所への誘導方法

③ 視聴覚障害者に対する情報提供  
④ 外国人への情報提供等

●環境対策について  
・二酸化炭素削減と温暖化対策について  
1 グリーン購入の推進状況について

2 緑化推進するための補助制度の導入について  
3 環境教育の推進について

4 各家庭における温暖化対策市民にわかりやすい情報の提供・小冊子作成等

伊藤彦太郎《市民クラブ》

●教育現場における情報化社

会への対応について  
1 五月に出会い系サイトに起因する市内中学生誘拐事件が発生した。市として情報化社会の危険性や弊害をどう認識しているのか

2 今回の事件の教訓を、市の教育にどう反映させるのか  
●環境政策について

1 環境基本計画策定後、環境政策における各部署の連携はどうなっているのか  
2 環境マネジメントシステムはどう機能しているのか

●岡本公秀《新和会》  
●小学校の国語教育と読書について

外国語教育の効果はあるのか  
日本人としての基礎について  
1 日本語教育の重要性について

2 日本の古典の素晴らしさについて  
3 外国語と日本語との関連について

4 小学校の総合教育はどのようになされているか  
5 小学校での読書指導はどのように行っているか

6 日本の文化について、もつ

と教えるべきではないか  
●消防団員の高所作業の安全について  
1 消防団の分団によっては、水に濡れたホースを吊り下げて乾かすヤグラが設置されている

2 上に登るハシゴが危険である  
3 安全策を講じてほしい

4 高所作業そのものを行わない方がよい  
●地震時における火事が多発した時の消防署、消防団の責務について

1 広域地震で家屋の倒壊と火事が同時発生した場合の消防署、消防団の責務とは何か

2 火災の消火と途中で家屋の下敷きになった人の救助を求められた場合の優先順位について

3 現場指揮官に任すのではなく、統一した方針の策定を求める。現場指揮官に責任を負わせない

森美和子《緑風会》

●ユニバーサルデザインのまちづくりについて

1 「マタニティマーク」「ハートプラスマーク」について

- ① 全公共施設に駐車場案内板の導入について（おもいやり駐車区画）
- ② マタニティマークを使用したマタニティグッズの配布について（バッジ・キーホルダー等）
- ③ 教育現場における「おもいやり教育」について
- ④ 地域社会に対しての理解と啓発について

- 安定した行政経営について
- 1 自治体における新たな財源の確保について
- ① 広告事業の導入について（ホームページ、広報等の印刷物、建物、車両等）
- 安心・安全のまちづくりについて
- ① 名阪国道における安全性の確保について
- ② 県へのドクターヘリ配備計画の働きかけについて

**片岡武男《市民クラブ》**

- 環境施策について
- 1 火葬施設関連について
- ① セレモニールホールの運用は税金補填なし、独立採算で運営可能な計画かについて
- ② 新火葬炉完成後の旧関町・旧亀山市の解体計画について

- 2 溶融施設関連について
- ① 溶融施設管理費、六千万円増加の名目と必要な金額の確認について
- ② 中間設備と最終設備の区分について
- ③ タービンの発電電力回復計画について
- ④ 掘り起こしゴミの当初完了予定年度と最終完了予定年度について

**鈴木達夫《新和会》**

- 行政改革について
- 1 自治会を通しての募金、寄付金等の性格、あり方を問う
- ① 半強制的なのか、任意なのか
- ② 徴収の方法や回収額に各自治会のばらつきをどう考えるか
- ③ 各団体の恒常的な必要事業費は税財源を持って予算化すべきではないか
- 消防関係について
- 1 住宅用火災警報器設置支援事業

**坊野洋昭《緑風会》**

- 乳幼児医療費について
- 安心、安全のため全戸が設置できる環境づくりの施策を問う

- 1 乳幼児医療費無料の制度は、いつから始まり、現在はどうのような制度になっているのか
- 2 一部個人負担が生じている人がいるがなぜか
- 3 一部負担をされている人の救済策について

**松上 孝《市民クラブ》**

- この先の道どうなるの
- 1 国道一号线井田川→太岡寺について（暫定二車線→四車線化）
- 2 都市計画道路和田→のぼの線について（みずほ台→のぼの）
- 3 市道川合九号線→出屋敷線について（亀田→川合・和田→のぼの線 国一）
- この先の川どうなるの
- 1 鈴鹿川・椋川の主に濁水対策について
- 2 出合川の河川整備について
- この先の駅どうなるの
- 1 下庄駅、亀山駅及び井田川駅の利便性の向上のうち、下水道事業とトイレについて

**宮村和典《緑風会》**

- 上水道事業について
- 経営感覚を問う

- 1 事業の取り組みに対するスピードは現在の状況で良いのか
- 2 有収率の向上に努める考えはあるのか

**観光事業について**

- 資源の有効活用手法を問う
- 1 観光事業の攻めの気持ちはもっているのか
- 2 戦略は何かあるのか

**前田耕一《市民クラブ》**

- 財亀山市地域社会振興会への対応について
- 1 地域社会振興会の事務局移転の経緯と貸借契約の内容について
- 2 文化会館条例に抵触はしないのか
- 3 運動施設の管理運営に対する連携について
- 亀山城周辺保存整備事業について
- 1 亀山城跡周辺の整備について
- 2 ますみ児童公園の整備について
- 高齢者福祉事業について
- 1 高齢者タクシー料金助成制度・制定の経緯について
- 2 廃止前の寿バス・タクシー乗車券交付制度対象者で新

- 制度対象外の高齢者への対応について

**豊田勝行《市民クラブ》**

- 斎場建設について
- 1 十八、十九年度二カ年継続事業から三カ年継続へした真の問題点について
- 2 議会への説明について
- 南部開発について
- 1 合併後第一次総合計画（十九年度～二十八年度）実施計画の中で土地有効活用について前進した計画の立案はいっ示されるのか
- 鹿島橋の見直しについて
- 1 県との協議の結果、どのように調整されたのか
- 2 最終完了時期はいつになるのか

**竹井道男《市民クラブ》**

- 三重県中部を震源とした地震について
- 1 情報の収集・発信の視点からの総括について
- ① 情報の収集については迅速な体制がとられたのか
- ② ケーブルテレビ、ホームページ、携帯メールからの情報提供について
- ③ 電話がつながりにくい中で職員、市民との連絡体制

について

●勤労者福祉施策について

1 勤労者福祉政策取り組みへの考え方について

2 中小企業勤労者福祉サービ  
スセンター事業への取り組  
みを再考できないのか

●部・室制における理事のあ  
り方について

1 何故、部に理事の配置が必  
要なのか

2 理事の職務の内容と管理に  
ついて

3 業務の遂行に当たり、部長  
と理事はどのような連携を  
とっているのか

4 理事の業務の引き継ぎや人  
材育成について

服部孝規(いづれの派にも属さない)

●市長交際費について

1 昨年九月六日国会議員の政  
治団体の主催する政治資金  
パーティに二万円を支出し  
たが問題はないのか

2 昨年六月六日赤坂の日本料  
理店で飲食をし、十五万千  
九百五十八円の支出をした  
が問題はないのか

また、情報公開でこの時の  
相手方を非公開としたが、  
公開すべきではないのか

●児童、生徒のアレルギー疾

患への対応について

1 文部科学省が子どものアレ  
ルギー疾患について全国調  
査を行ったが、亀山市の小  
中学校の実態はどうだった  
のか

2 亀山市での実態を踏まえた  
十分な対策が講じられてい  
るのか

福沢美由紀(いづれの派にも属さない)

●鈴鹿川支川(桜川)におけ  
る魚類のへい死について

1 水質調査の結果や河川の状  
況など、情報が錯綜したの  
はなぜか

2 今回のことをふまえて、更  
なる安全対策は

●学校給食について

1 学校給食による教育の、ね  
らい、内容は

2 自校直営方式、センター方  
式、デリバリー方式それぞ  
れの、メリット、デメリット  
を、どのように認識してい  
るか

3 安全、安心な給食とは、ど  
のようなものと認識してい  
るか

4 以上のことは現在の検討に  
どのように生かされている  
のか

櫻井清蔵(いづれの派にも属さない)

●市民の皆さんへの広報のあ  
り方について

1 月二回発行されている「広  
報かめやま」について

(注) 五月十六日の掲載記事、  
ケーブルテレビ加入補助金  
交付制度)

2 緊急時における迅速な伝達  
手段への取り組みを行う必  
要な今日、当市としての考  
え方を知りたい。

四月十五日の地震発生後の

関地区の防災行政無線の活  
用等

●日程第一諸報告について  
1 平成十八年度事業報告書お  
よび決算報告書

●窓口業務について  
亀山市土地開発公社関連

1 社会保険庁のこのたびの年  
金登録の問題において、今  
後関係機関より調査等の依  
頼があると考えるが、市と  
しての独自の対策を検討す  
る必要性については是非を知  
りたい

質疑と答弁

提出議案に対する質疑者とその主な内容は、次のと  
おりです。

11日 鈴木達夫、池田依子、竹井道男、岡本公秀

伊藤彦太郎、櫻井清蔵、服部孝規、福沢美由紀

議案第37号

亀山市職員給与条例  
の一部改正について

問

条例の改正は、医師の特  
殊勤務手当のうち、研究手当  
の上限額を百二十五万円とす  
るがその根拠は、民間の院長  
の待遇に準拠したものか、ま  
たは前任のときの待遇に準拠  
したものか。

民間から新院長が来たこと

答

今回、新たな院長を迎え  
たことに伴う条例改正では、  
前任時の待遇を参考にして、  
手当の上限額を決定した。  
医療センターは、多くの課  
題をかかえており、院長が不  
在では個々の問題に対処でき  
ないという強い思いで、新し

い院長を探した。民間でのさ  
まざまなネットワーク、ある  
いは鋭い感覚も生かしてもら  
い現状を打開してくれるもの  
と期待している。



亀山市医療センター

問 本来待遇改善というのは  
本俸ですべきだと思いが、  
この研究手当で待遇を充実し  
て、医師確保の見通しができ  
るのか。

現在、患者数が減少してい  
る中、医療センターの存続を  
心配する方もいるが、セン  
ターの今後のあり方等につい  
て、議論がなされているのか  
伺う。

答 医師確保に向けては、医  
療センターのホームページへ

によって、医師の確保にどう  
いう影響が出るのか。また、  
医療現場での経験や経営能力  
などで、何か期待される部分  
があるのか尋ねる。

の掲載、三重医師バンクへの登録、さらに民間広告の活用等、さまざまな方法で医師募集を行っている。条例改正による待遇の改善が医師確保の一助になるものと期待している。

院内において、「新たに病院を考える企画会議」を設置し、経営面や現状の洗い直し等協議を行っている。

### 議案第42号

#### 亀山市一般会計 補正予算(第一号) について

**問** 斎場建設事業を平成十八年度、十九年度の二カ年継続事業から二十年度までの三カ年の継続事業とし、あわせて補正予算の中で約十二億円を先送りするという議案であるが、平成二十年四月の開設計画が、約一年延びる理由はなにか尋ねる。

本年三月議会において新年度予算を審議した時点で、事業がおくれるという認識はなかったのか。

**答** 施設の完成がおくれる原因は、埋蔵文化財の発掘調査に約一年を要したこと、設計

者選定委員会の報告が当初二月の予定が四月となったこと及び建築基準法の改正により、建築確認申請に三カ月間が必要となったことなどから、やむなく工期を延長した。

昨年度の後半においては、予定通り施設を完成させることは厳しい状況であるとの認識は持っていた。しかし、市民の期待に応えたい思いから、努力してきたところであるが、最終的には、事業期間を延長せざるを得ない状況となった。



高飛館跡の埋蔵文化財発掘調査(斎場建設地内)

**問** 斎場建設事業について、本年度もまだ九カ月も残っている中、当初の完成予定であ

る平成二十年三月を断念し、約一年間完成がおくれることを見込んだ継続事業費の補正を、なぜ、早くもこの六月議会に提出したのか、その考え方を確認する。

**答** 現段階のスケジュールでは、建築確認申請に係る審査の完了を十月下旬から十一月上旬と考え、工事契約を十二月、工事着工を来年の一月と想定している。よって、工事の年度内の完成は不可能となった。

このため、事業期間を一年間延長し、平成二十年度までの三カ年間として、平成二十年十二月に工事を完成させ、翌年二月から供用を開始したい。このスケジュールに従って、工事を進めるためには、この六月議会において予算補正が必要であると判断した。

**問** 児童福祉費の耐震化事業について、減額する理由はなにか。また、仮園舎工事の入札が不調となった原因を尋ねる。

**答** みなみ保育園と第一愛護園の耐震補強工事を実施するに当たり、仮園舎の建築工事

の入札を平成十八年度に行つたが、落札者がなく、契約することができなかった。このため、本年度事業費の一部を減額し、債務負担により平成二十年度に予算化を図るものである。

また、入札不調の原因は、予定価格に達する事業者がなかったことである。

**問** 仮園舎の問題について、指名競争入札により発注事業者の選定を行ったことが原因の一つではないか。一般競争入札に切りかえるべきではないかと思うが、その考えを尋ねる。

**答** 指名競争入札は、多くの自治体で採用されている方法である。それは、地方自治法の中で、どのような方法が自治体の求めることを満たしてくれるのかという観点から指名競争入札が取り入れられてきたと考えている。

発注事業者の決定方法には、指名競争入札のほか一般競争入札や制限付き一般競争入札などの方法もあり、国や県の考え方も聞きながら、勉強しているところである。



みなみ保育園

### 議案第43号

#### 亀山市病院事業会計 補正予算(第一号) について

**問** 議案第三十七号職員給与条例の一部改正と病院事業会計補正予算について、地方自治法第二百二十二条では、「条例その他の議会の議決を要すべき案件が新たな予算を伴うときは、必要な予算上の措置が適確に講じられる見込みが得られるまでの間は、これを議会に提出してはならない。」

とある。今回、二つの議案が同時に提出されているが問題はないか。

また、両案とも可決することとが前提で出されていないか。片方が否決された場合のことは考えなかったのか。

【答】 地方自治法第二百二十二条の「予算上の措置が適確に講じられる見込み」とは、関係予算が議会に提出されたときと解されるもので、自治法上は問題ない。

例えば今回の補正予算が可決に至らなかった場合には、条例は改正できないものと考えている。

### 報告第10号

#### 専決処分した事件の承認について

【問】 地方税法の一部改正に伴い、関連する市税条例の一部改正を専決処分した報告について、改正内容において上場株式等の譲渡所得等に対する税率の特例措置とはどういう制度なのか。

【答】 平成十五年度税制改正において、当時の株式市場の低迷などに対応するため、五年

### 質問と答弁

市政に関する一般質問の質問者とその主な内容は、次のとおりです。

12日 中村嘉孝、池田依子、伊藤彦太郎、岡本公秀  
森美和子、片岡武男、鈴木達夫

13日 坊野洋昭、松上孝、宮村和典、前田耕一  
豊田勝行、竹井道男、服部孝規、福沢美由紀  
櫻井清蔵

#### 観光事業について

【問】 観光事業の振興のための戦略として観光大使の設置を検討してはどうか。

【答】 本市に関心と愛着を持つ人や経済人などの中から観光大使を選考し、例えば亀山市観光協会の事業の中で、観光客の誘致促進や観光客の受け入れ、おもてなし、地場製品の販売促進などを目的に活動してもらってはどうか。

【答】 観光大使の制度は、地域にかかわりのある著名人などを観光大使として委嘱をし、その地域を内外にPRすると

間の時限措置として導入されたものである。その内容は、本来の税率二十％（住民税五％、所得税十五％）を十％（住民税三％、所得税七％）

に軽減するものである。今回の地方税法の改正では、適用期限が一年延長されたうえ、特例措置が廃止されることとなった。

ともに、観光等の施策に関して意見を伺うため、活用が広がっている。三重県においても同様の制度があると聞いている。

#### 溶融炉の発電能力の回復について

【問】 溶融炉の発電量は、平成十三年度を最高として、その

後、減少しているが、発電設備が過大だったのではないかとこの設備は、廃熱を電力として回収するための大型投資であり、発電量を回復させる必要がある。当初の計画まで発電量を回復させる計画を伺う。

【答】 排ガスを利用した発電は、売電が優先目的ではなく、廃熱を有効利用することで、炉の運転経費を削減しようとするものである。平成十三年度は、鈴鹿市の高分子系の廃棄物を当市が受け入れ、溶融処理したため、フル運転に近い状態での発電量が記録された。

平成十五年度に掘り起こしごみの溶融処理のため、三段羽口を増設し、コークス使用量を削減できるようにしたこととから、発熱量が低くなり、発電量が減少したもので、発電の効率が下がったものではない。

#### 鈴鹿川、棕川の湧水対策及び出合川の整備について

【問】 本年は、雨が少なく湧水が大変心配されたところである。鈴鹿川及び棕川を水源と

した農業用水の湧水対策を伺う。

また、和田町から川合町までを流れ、棕川に合流する出合川の主な機能は排水路であるが、湧水時には取水もしている。出合川の今後の維持管理について尋ねる。



出合川

【答】 本年の降水量は全国的に少量であり、四月の作付時に農作業ができず、五月の雨水を待つて作業を行った地区も見受けられた。

湧水は、毎年続くとは思わないが、井戸等の設置も方法の一つと考える。

出合川は、昔ながらの小川



の形態を残す川であり、本年度から農地・水・環境保全向上対策事業を実施しており、この事業を活用して農村の自然環境保全活動をしていただきたい。

昨年、出合川は堤防のり面が崩れ、補修したが、今後も被害が発生した場合は、自然の小川に合った対策を行っていききたい。

### 鈴鹿川支流桜川における魚類のへい死について

**問** 二月に発生した桜川における魚の大量死について、事件の経過、死んだ魚の種類や数及び工場排水との関連を問う。

また、四十センチもあるナマズも死んでいたのに、「小魚が死んでいた」との情報発信したのはなぜか。

**答** 二月十三日午後四時三十分頃、市民の方から通報があり、国、県、関係機関へ連絡の上、現場へ向かった。桜川の五カ所で簡易試験を実施し、三方所でひ素の反応がでた。しかし、その後の精密検査ではひ素は検出されなかった。魚が死んでいたのは国道一号から鈴鹿川の合流地点までの

間で、上流では魚の生息も確認され、工場排水が原因とは考えられない。

へい死魚は、ナマズ三十七匹、フナ一匹、小魚やカワエビ多数を確認した。

情報発信は、県の発表に基づき提供したもので、上水道への影響が懸念されたことから、いち早く知らせることが重要と考え、そのままの内容で送信した。

### 防災対策について

**問** 今回の地震では、携帯電話が通信不能となり、安心メールやテレビなどで状況を知り、余震に備えた。市は情報の収集や提供をどのような体制で行ったのか。

また、市民の防災意識の高揚や地域における相互扶助体制の充実についてどのように考えているのか。

**答** 地震発生後、直ちに災害対策本部を設置し、殺到する市民からの被害報告に対し、専用の電話窓口を開設し、昼夜を問わず対応した。報告があった被災箇所や危険箇所は、調査班態勢を整えて現地調査を実施し状況把握に努めた。



桜川

市民への情報提供を最優先に考え、連日、記者会見を行い、報道機関の協力を得て状況の周知を行ってきた。

今後、情報の収集態勢と提供手段などを地域防災計画に基づき整備していく。

地域における相互扶助体制は、防災研修会を各地域で開催するなど、積極的に地域に出向き、自助、共助といった地域の態勢づくりに努力していく。

### 地域医療の充実について

**問** 全国的に公立病院の医師

不足が顕著であると言われていた。日本では人口十万人当たりの医師数は平均二百二十名、三重県では百八十二名と報じられ、三重県は低位にある。

こうした中で、亀山市と広域に見た鈴鹿・亀山地区の医師数の現状はどうなっているか尋ねる。

**答** 医師数については、医師法により二年ごとに保健所が取りまとめ、厚生労働大臣に報告されている。

平成十六年十二月三十一日現在の資料では、鈴鹿・亀山管内の医師数は三百二十九名で、鈴鹿市が二百八十六名、亀山市が四十三名となっている。人口十万人対して、鈴鹿・亀山管内は百三十六名で、歯科医師数は含まれていない。

### 消防団の高所作業の安全性について

**問** 消防団の各分団には、訓練で使用したホースを乾かすためのやぐらが設置されている。そのやぐらに消防団員が登ってぬれたホースをつり下げ、乾かす作業を行っているが、転落防止用の安全装置が全くない。市として各施設の

安全性について、どのように考えているのか。

**答** 消防団の各分団の拠点地域等に設置されているホース干し用の鉄塔は、市内に十五基あり、そのうち、やぐら式は十基となっている。

現在、鉄塔における作業は、事故防止に十分配慮し、作業を行うよう指導している。平成十七年度からは、高所作業を伴わずに鉄塔の下で作業ができるホース干し用ポールの設置を進めている。また、既存の鉄塔についても、地上で作業ができる、より安全なウインチ式に改良している。

### 鹿島橋の完成

#### 見通しについて

**問** 県道亀山安濃線の整備は、狹隘道路の解消と公共下水道を橋梁へ添加するという二つの目的がある。工事以前には、地域、県及び市といる協賛し整合を図ってきたが、工事に入った段階では行われていない。

鹿島橋の架けかえについて、市と県との協議・調整結果と完成の見通しを尋ねる。

**答** 鹿島地区内の県道亀山安濃線の整備は、現在、関西線

にかかる鹿島小橋の整備を県がJR東海へ委託し、工事を行っているところで、この区間の完成は、平成二十年度と伺っている。

鹿島橋の架けかえについては、完成目標を平成二十六年度として、市、国及び県と協議を進めている。本年度は、県が橋梁の詳細設計を進め、河川管理者である国と工事に関する具体的な協議を行う予定である。

また、用地買収や建物補償についても、県との調整を密にして、平成二十一年度には工事着工を行えるよう取り組んでいく。



鹿島橋

### 亀山市地域社会振興会への対応について

**問** 地域社会振興会は、四月から事務局をスポーツ研修センターから文化会館へ移転している。わざわざ移転する必要があったのか。移転を認めることになった経緯と、賃借契約の内容について伺う。

また、文化会館条例に抵触するのではないか。

**答** 事務局が移転した経緯は、経費の節減と職員間の応援体制の確立により、現在、休館日である火曜日を開館することが可能となるため、一元化を図ったものである。

事務局の移転を承諾するに当たっては、事務局を置く期間を二カ年、使用料を徴収するなど、文化会館等の管理運営の充実とサービス向上に努めることを条件としている。

また、文化会館の目的外使用として許可し、行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例の適用を行った。



地域社会振興会事務局(文化会館内)

### 高齢者福祉について

家族等の支援が受けられないなど移動が困難で、満七十五歳以上の高齢者世帯と重度障害者を対象とした。

また、交付枚数は、高齢者の方が、年間二十四枚、人工透析の方などは、年間七十二枚とし、経費の積算については、旧制度における実績をもとに計上した。

制度の見直しは、本年度の利用実績等を検証しながら、必要があれば見直したい。

### ユニバーサルデザインのまちづくりについて

**問** 内臓機能に障害を持ってみえる内部障害者の方は、外見からわからないため、多くの問題に直面されている。

本市には、身体障害者手帳を所持されている方が千六百七十五名で、その内の約四分の一の方が内部障害者とのことだが、思いやり駐車区画の設置と案内板を導入する考えはないか。

また、妊産婦に優しい環境づくりのため、亀山市もマタニティグッズを配布する考えはないか。

**答** 思いやり駐車区画は、車いす利用者以外の方で体の不

自由な方、妊婦さん、高齢者の方に優先的に利用していた。二バーサルな社会への第一歩であることから、今後公共施設の駐車場についても順次、思いやり駐車区画を設置していきたい。

また、マタニティグッズの配布は、現在、取り組んでみえる三重県産婦人科医会の動向や妊婦さんの反応等を検証しながら、考えていきたい。

### 教育現場における情報化社会への対応について

情報化社会への対応について

**問** 教育行政現況報告の中で、出会い系サイトを起因とした誘拐事件については、認識や指導が不十分であったという反省がなされている。情報化社会の危険性や弊害についてどのように認識しているのか。

また、今回の事件の教訓を、今後、市の教育に対してどのように反映していくのか。

**答** 携帯電話は、利用の仕方によっては非常に危険であるという認識は持っていたものの、今回の事件は犯罪に巻き込まれたという点では指導が十分でなかったと認識してい

る。このことを教訓とし、児童・生徒への指導及び保護者に対しても学校からの通信や行事などで、情報社会の危険性を訴えていく。

また、地区集会等を活用して、ルールづくりや有害な情報を遮断するフィルタリングの設定を訴え、再発防止に努める。

### 乳幼児医療費について

**問** 現在、亀山市では、子供の医療費は小学校入学前までは無料ということになっているが、個人負担が生ずる事例がある。乳幼児の医療費助成制度はどのようになっているのか。

個人負担が発生するのはどうしてか。その救済策は考えられないのか。

**答** 乳幼児医療費助成制度は、昭和四十八年に三重県の制度として発足した。その後、何度か制度の見直しが行われ、当市では平成十七年から小学校就学前児童を助成の対象とした。

一部個人負担金は、健康保険組合などにおいて、保険者が給付する付加給付の制度を

とりながら、公費負担を優先する運用がなされ、被保険者への付加給付が行われないうえ、被保険者に負担が及んでいる。

当該保険組合に対して、乳幼児医療制度の趣旨などを説明し、付加給付金の給付をお願いしている。また、監督官庁にも当該保険者への働きかけを要請している。

### 市長交際費について

**問** 昨年九月、政治団体が主催する政治資金パーティーに市長交際費から二万円を支出している。

政治資金パーティーは、政治家の政治資金集めの有力な手段となり、パーティー収入から要した経費を差し引いた残りすべてを政治活動に使うというものである。

市長交際費をこうした特定政治家の政治活動の資金に使うことは許されないと考えるが、見解を尋ねる。

また、過去にさかのぼって、こういう支出があったのか。

**答** 政治団体が主催するパーティーの会費については、当時、交際費で支出をしたが、

再度検討した結果、交際費での支出は好ましくないと判断し、その後、会費の全額を返還してもらった。

また、過去にさかのぼっても、そのような会合への支出はなかったと記憶している。

### 年金問題に係る市独自の対策について

**問** 社会保険庁の年金記録の不備が、連日報道されている。市民の方には、社会保険庁に対する不満、不安を持つてみる方がたくさんいると思う。市として独自に窓口を開設し、市民の皆さんの不安を取り除く考えはないか。

**答** 今回の社会保険庁の国民年金記録を中心とした問題については、市に職務権限がなく、窓口の開設は難しいとされている。国から協力要請があったとしても、職務権限について整理してもらう必要があると考えている。

なお、市へ相談にいられた方に対しては、社会保険事務所へ取り次いだり、連絡するといった市民と社会保険庁との間に立ったサービスについては対応している。

### 部・室における理事のあり方について

**問** 四月の人事異動で、環境森林部に理事が配置をされたが、職の設置に関する規則では、部長と理事は同じ職位である。なぜ部長と同じ職位である理事の配置が必要なのか、その理由を尋ねる。

理事の職務内容及び部長と理事はどのように連携をとっているのか。また、各施設に係る業務の引き継ぎや、人材育成をどうしていくのか。

**答** 環境森林部内に配置をした理事は、斎場建設という極めて専門性が高く、特殊な業務遂行をするにあたり、配置をした。理事は部長と同等の職位であるが、部内に配置された理事であることから、決裁権はなく、部長と室長の間位置し、スタッフとして機能する。理事は斎場建設の準備段階から責任者として携わり、当該業務を推進するためには余人にはかえがたいことから、定年を延長し、配置したところである。

部長と理事の連携については、常に情報を共有するとともに、業務を執行する中で、

理事の経験と知識を吸収することにより、人材育成がなされるものと考えている。

### 自治会を通しての募金・寄付金について

**問** 教育委員会の生涯学習室や社会福祉協議会などが窓口となつて、各自治会に対し、寄附あるいは募金活動が行われている。当然これは強制ではないという認識はあるが、改めて、確認をしたい。

また、各団体における必要経費については、将来的には税財源をもってこれを充当するという考え方はないのか。

**答** 亀山市青少年育成市民会議は、自治会連合会やPTA連合会などの団体で構成され、青少年の健全な成長や安心・安全な地域づくりに取り組んでいただいている団体で、活動費として各家庭や自治会に協力を金をお願いしている。

市民会議の活動に対し、市は補助金という形で支援しているが、地域の一人一人が青少年を支えるという市民会議の趣旨から考えると、現在の協力金には大きな意義がある。

社会福祉協議会は、その目的に賛同する方々が会員とな

議員から提出された下記の内容の意見書を6月20日に可決し、関係大臣に提出しました。

鉱業法に基づく試掘権の設定出願に対して不許可とし、鉱業法の改正を求める意見書

亀山市は、鈴鹿の山並みや鈴鹿川などの豊かな自然環境を有し、これら自然のめぐみは、古来より農業をはじめとする各産業の発展の基礎となっていました。

この度、当市を含む区域において、マンガン鉱、けい石の試掘及び採掘を目的といたしました鉱業法に基づく試掘権の設定出願がなされました。出願がなされた場所は、鈴鹿川の最上流部にあたるところで、鈴鹿国定公園区域も一部含まれる水源保護地域であり、私たちが後世に伝えるべきかけがえのない森林地域となっています。

試掘が行われ鉱物の存在が明らかとなれば、採掘につながるものと考えます。既に近隣地域において、鉱物の採掘により広大な地域の自然が破壊されてしまったところも散見されるところであります。環境に対する負荷の少ない循環型社会を目指す本市としては、この事業の実施を絶対に認めることができません。

よって、私たちは、国に対しまして本試掘権の設定出願について不許可とすることを強く求めます。また、鉱業法を自然公園法、森林法など山を守るための関係法令に配慮し、自然環境の保全と関係市町村との事前協議の義務付けを明記するなどの改正を要請します。



### 委員の変更

六月十二日の本会議で、議会運営委員会の委員に松上孝議員が新しく選任されました。

り、会費を納入していただく制度となっている。納めていただいた会費は地域福祉事業を行う上で貴重な財源となっていることから、協議会長名で、各自治会長及び市民の皆さんにご協力を依頼している。

2月に鈴木議員、5月に伊藤議員が会派に加入し、現在の議会の会派構成は下記のとおりです。

会派名	緑風会	市民クラブ	新和会	いずれの会派にも属さない議員
構成議員（◎は代表者）	◎森淳之祐、森美和子、坊野洋昭 宮崎勝郎、宮村和典、小坂直親 池田依子	◎竹井道男、伊藤彦太郎、前田耕一 片岡武男、松上孝、豊田勝行 葛西豊	◎水野雪男、鈴木達夫、岡本公秀 中村嘉孝、大井捷夫	福沢美由紀、服部孝規、櫻井清蔵

### 請願の結果（6月定例会で審査）

件名	請願者	紹介議員	結果
シャープ亀山工場に関して及び石原産業・不法投棄フェロシルトの処理についての請願書	亀山市和田町1236-4 日本自然保護協会会員 榎原 業 外4名	服部孝規 福沢美由紀	不採択
日豪EPA/FTA交渉に対する請願書	津市広明町415-1 食とみどり・水を守る三重県連絡 会議 議長 谷山鉄郎	水野雪男 前田耕一 宮村和典	採択